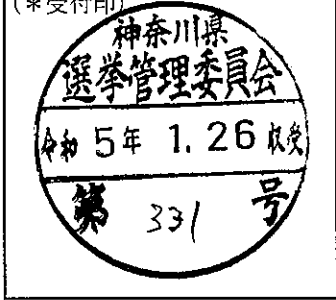


収支報告書

令和 4 年分

(*受付印)



※該当箇所には☑してください。

政治団体の区分

- 政党の支部
- その他の政治団体(後援会等)
- その他の政治団体の支部
- 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

活動区域の区分

- 全国(2都道府県以上)
- 神奈川県内

1 政治団体の名称 (ふりがな) (いいの こんかい)
飯野まきけ後援会

2 主たる事務所の所在地 鎌倉市根原1-17-21-10

3 代表者の氏名 飯野真毅

4 会計責任者の氏名 飯野真毅

事務担当者の氏名 小金丸 良

連絡先 (電話番号) 080-5445-1392

資金管理団体の指定の有無

- 有
- 無

※以下 指定「有」の場合のみ記載

公職の種類

神奈川県議会議員

(現職) ・ 候補者等)

資金管理団体の届出

をした者の氏名

飯野真毅

国会議員関係政治団体の区分

- 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
 - 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
- 公職の候補者の氏名

公職の種類

(現職 ・ 候補者等)

*この部分は何も記載しないでください。

	受理台帳番号	団体コード	受付者	区分	処理
*	政党 全国 その他 101	7930	村	NGK	

(※)資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記載。

(※)国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記載。

収 支 の 状 況

(その2)

1 収支の総括表

		十億	百万	千	円	
ア 収入総額 (ア)+(イ)	01			16	5678	✓
(ア) 前年からの繰越額	02				5678	✓
(イ) 本年の収入額	03			16	0000	✓
イ 支出総額	04			16	1071	✓
ウ 翌年への繰越額 (ア-イ)	05				4607	✓

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

		十億	百万	千	円
金額	06				0
員数 (党費又は会費を納入した人の数)	07				0

(2) 寄附

ア 寄附(イを除く。)の区分		金 額					備 考
		十億	百万	千	円		
(ア) 個人からの寄附	08			16	0000	✓	
(うち特定寄附)	09						
(イ) 法人その他の団体からの寄附	10						
(ウ) 政治団体からの寄附	11						
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	12			16	0000	✓	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	13						
イ 政党匿名寄附	14						
合計 (ア + イ)	15			16	0000	✓	

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分 (右のいずれかを○で囲む)		○個人・法人その他の団体・政治団体		
寄附者の氏名(団体にあつては、その名称)	金額				年月日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備考
	十億	百万	千	円				
01 飯野貞毅			1600000		4.4/	鎌倉市梶原1-17-21-10	神奈川県議会議員	
02					..			
03					..			
04					..			
05					..			
06					..			
07					..			
08					..			
09					..			
10					..			
11					..			
12					..			
このページの小計			1600000					
その他の寄附								
合計			1600000					

注1 寄附者の区分は、「個人・法人その他の団体・政治団体」のいずれかを○で囲み、それぞれ別の用紙を使用してください。
注2 同一者からの年間5万円を超える寄附は個別に記載し、5万円以下の寄附は一括して記載してください。
注3 この用紙が2枚以上にわたる場合、「その他の寄附」欄及び「合計」欄は、最終ページにのみ記載してください。

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表				金額				備考				
項目				金額				うち本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出				
				十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	
ア 経 常 経 費	1	人件費	01			16	107	1				
	2	光熱水費	02									
	3	備品・消耗品費	03									
	4	事務所費	04									
	小計	(1+2+3+4)		05			16	107	1			
イ 政 治 活 動 費	5	組織活動費	06									
	6	選挙関係費	07									
	7	機関紙誌の発行 その他の事業費の計	(1)+(2)+(3)+(4)	08								
		(1) 機関紙誌の発行事業費		09								
		(2) 宣伝事業費		10								
		(3) 政治資金パーティー開催事業費		11								
		(4) その他の事業費		12								
	8	調査研究費		13								
	9	寄附・交付金		14								
	10	その他の経費		15								
小計	(5+6+7+8+9+10)		16					0	1			
合	計 (ア + イ)		17			16	107	1				

注 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、(その16)の内訳が必要です。

資 産 等 の 状 況

(その17)

1 資産等の総括表

資産等の有無					
資産等の項目別区分		有	無	備考	*
01	ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
02	イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
03	ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
04	エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
05	オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
06	カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
07	キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
08	ク 出資による権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
09	ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
10	コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
11	サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
12	シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		

注1 各項目の資産の有無について、「□」内をチェックしてください。

2 「有」をチェックした場合は、(その18)の該当する項目別区分に記載してください。

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和5年 / 月 25日

政治団体の名称 飯野まさたけ後援会

会計責任者の氏名 飯野 貞毅 

〔〈解散の場合のみ〉

代表者の氏名 _____ 〕

- 注1 会計責任者本人が提出する場合は本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合は当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではありません。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名その他、代表者の氏名を記載してください。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合は本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合は当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではありません。